

社会保障審議会障害者部会	
第125回(R4.3.11)	資料 7

国連障害者権利委員会による対日審査に向けた
障害者政策委員会の取組について（概要）

令和4年3月
内閣府障害者施策担当

- 障害者政策委員会は、障害者基本計画の実施状況の監視を通じて障害者の権利に関する条約（以下「障害者権利条約」という。）の国内実施状況の監視を担う機関としての役割を担っており、障害者権利条約の国内実施状況に関する第1回政府報告の提出（平成28年6月提出）に当たっては、障害者政策委員会において「第3次障害者基本計画」の実施状況の監視を行い、その意見を「議論の整理」として取りまとめた。
- 今般、国連障害者権利委員会による障害者権利条約の実施状況に関する審査に向けて、障害者政策委員会では、第1回政府報告の対象期間の後（2016年3月以降）における我が国の取組の進捗状況や今後の課題について追加的な議論を行い、見解を取りまとめることとした。
- 当該見解については、これまでに第60回障害者政策委員会（令和3年12月13日）及び第61回障害者政策委員会（令和4年1月31日）の計2回議論が行われたところであり、今夏（障害者権利委員会の第27会期中である令和4年8月15日～9月9日の間に開催予定（当該会期中の具体的日程までは未定））の対日審査に向けて、引き続き議論が行われる予定。